

佐賀労働局発表
令和8年8月28日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
労働基準部長 恒吉洋志
健康安全課長 北村雅道
(電話) 0952 - 32 - 7176

各署の取組及び説明会については、各署の担当課(下記)あてに直接御照会ください。

報道関係者 各位

佐賀労働局と労働基準監督署が一体となって 「Safe Work Action」を実施します

～事業者とともに安全・安心・快適な職場づくりに取り組みます～

佐賀労働局管内の佐賀・唐津・武雄・伊万里的労働基準監督署(署長 佐賀：宅^{たく}島俊博^{しまとしひろ}、唐津：平山^{ひらやま} 正^{ただし}、武雄：小宮隆寛^{こみやたかひろ}、伊万里：田邊精哉^{たなべせいや})は、労働災害の減少が進まないことや依然として月80時間を超える長時間労働が認められることなどの課題の解消に向けて、ロゴマークの活用などによる事業者の自発的な安全衛生対策や労働条件向上への取組を推進するため、「Safe Work Action」と題する新たな取組を、令和8年10月1日から令和10年3月31日(佐賀労働局第14次労働災害防止計画の終期)まで行います。

【ロゴマーク】



佐賀労働基準監督署



唐津労働基準監督署



武雄労働基準監督署



伊万里労働基準監督署

「Safe Work」を中心とするキャッチフレーズを用いたロゴマークを活用し、労働災害の防止や労働条件の向上に取り組みます。

「Safe Work」は、「労働災害を防止し、『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

【参加方法】

事業者は、職場の安全確保、労働者の健康確保、労働条件向上の3点に関する取組事項を定め、これを宣言書に記載し、事業場を管轄する労働基準監督署に提出します。労働基準監督署は、宣言書を提出した事業場を取組宣言事業場として登録し、宣言書を佐賀労働局のホームページに公開するとともに、取組宣言事業場はロゴマークの利用や公共職業安定所の「求人票」の特記事項に取組宣言事業場であることを記載することが可能となります。

【説明会】

具体的な参加方法等の説明については、各労働基準監督署で開催する「令和8年

度『全国労働衛生週間』説明会において行う予定です。

同説明会は、取材可としております。取材を希望される場合は、各労働基準監督署まで事前に御連絡ください。

【添付資料】

- 1 Safe Work Action（リーフレット）
- 2 ロゴマーク等について（唐津労働基準監督署の例）
- 3 「Safe Work Action」実施・運営要領
- 4 Safe Work Action 取組宣言書／同（記入例）
- 5 「Safe Work Action」ロゴマーク使用取扱規程

【各労働基準監督署担当課】

- 佐賀労働基準監督署（電話：0952 - 38 - 5411（担当：安全衛生課））
- 唐津労働基準監督署（電話：0955 - 73 - 2179（担当：安全衛生課））
- 武雄労働基準監督署（電話：0954 - 22 - 2165（担当：監督安衛課））
- 伊万里労働基準監督署（電話：0955 - 23 - 4155（担当：監督安衛課））

【全国労働衛生週間説明会】

鳥栖地区令和8年9月9日（水）13：30～サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）【申し込み：佐賀労働基準監督署】

唐津地区令和8年9月9日（水）13：30～唐津市文化体育館（唐津市和多田大土井1-1）【申し込み：唐津労働基準監督署】

武雄・鹿島地区令和8年9月10日（木）13：30～鹿島市生涯学習センターエイブル（鹿島市大字納富分2700-1）【申し込み：武雄労働基準監督署】

伊万里・有田地区令和8年9月10日（木）13：30～焔の博記念堂 文化ホール（西松浦郡有田町黒川甲1788）【申し込み：伊万里労働基準監督署】

佐賀地区令和8年9月16日（水）13：30～アバンセ（佐賀市天神3丁目2-11）【申し込み：佐賀労働基準監督署】

Safe Work Action

～安全・安心・快適な職場づくりへの新たな取組～



「Safe」のそれぞれの文字を頭文字とするキャッチフレーズも用意しています。（唐津署のものを掲載）



多様な働き方が可能な職場



働きがいがある職場



ハラスメントのない職場



公平な待遇の職場（同一労働同一賃金など）

令和5年度を初年度とする5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の目標達成に向けて、同計画の重点事項である「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の一層の促進を図るため、佐賀労働局と佐賀・唐津・武雄・伊万里の4つの労働基準監督署が一体となって、令和8年10月1日から令和10年3月31日まで、「**Safe Work Action**」と題し、「**Safe Work**※」を中心とするキャッチフレーズを用いたロゴマークを活用し、労働災害の防止に取り組めます。

この取組は、

○取組事項の見える化：事業者自らが定めた①職場の安全確保、②労働者の健康確保、③労働条件の向上の3点の取組事項を内外に宣言すること。

○取組意識の見える化：職場の安全衛生活動などにロゴマークを活用すること。が特徴です。

「**Safe Work Action**」に参加するには、事業者が上述の3点の取組事項を記載した「**Safe Work Action**取組宣言書」（以下「宣言書」といいます。）を事業場を管轄する労働基準監督署にメールで提出していただく必要があります。提出された宣言書は佐賀労働局のホームページに掲載します。掲載後、ロゴマークのデータを事業場に提供します。

※「**Safe Work**」は、「労働災害を防止し、『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

【ロゴマークの活用イメージ】



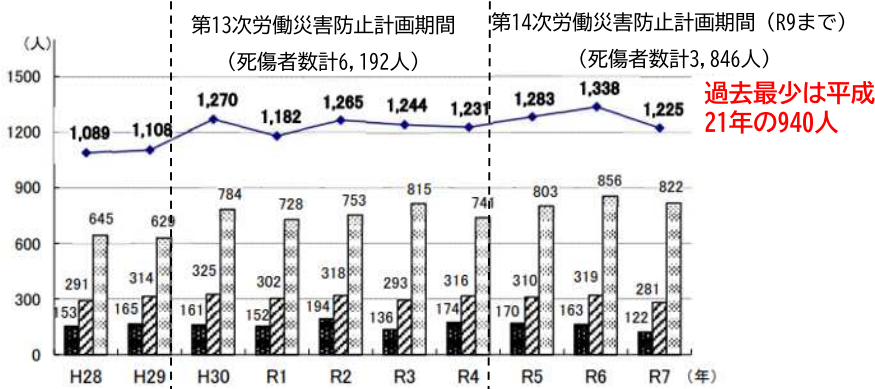
Safe Work Action
専用ページは
こちらから



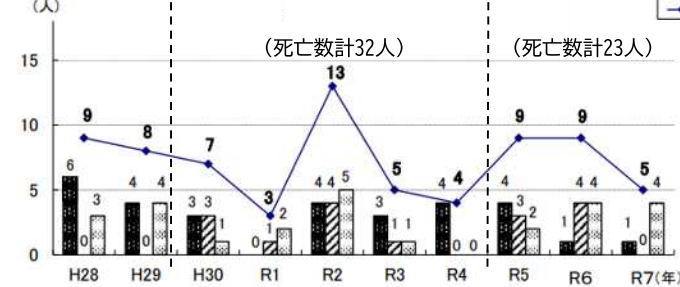
「KARATSU」などの文字を会社名や会社のロゴと入れ替えて使用することも可能です。

佐賀県内の労働災害発生状況

休業4日以上の労働災害発生状況



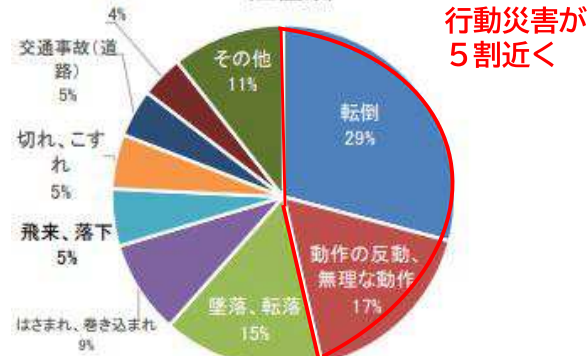
死亡労働災害発生状況



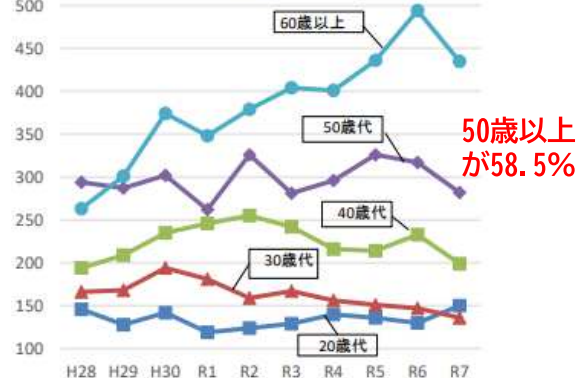
佐賀労働局第14次労働災害防止計画の進捗状況(令和7年度末時点)

- 令和5～7年の死亡災害は23人(13次防期間32人) ➡残り2年で4人
- 令和5～7年の死傷災害は3,846人(13次防期間6,192人) ➡残り2年で2,346人

令和7年労働災害事故の型別(全産業)



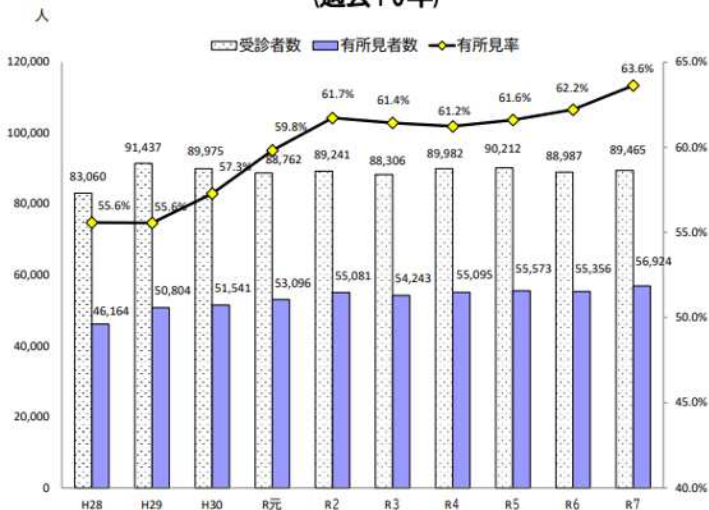
年齢別労働災害件数の推移(H28-R7)



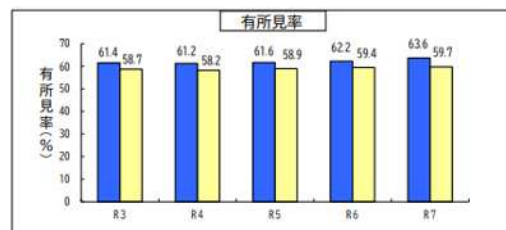
行動災害防止と高年齢労働者の労働災害防止が大きな課題

佐賀県の定期健康診断有所見率等(人数)の推移

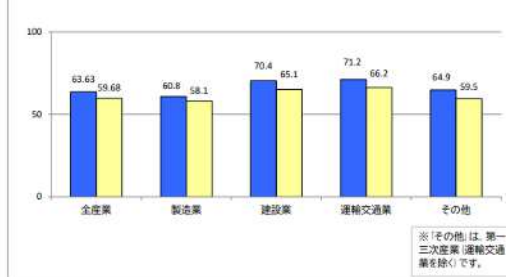
定期健康診断有所見率(人数)の推移(過去10年)



定期健診有所見率<佐賀県・全国>[全産業]



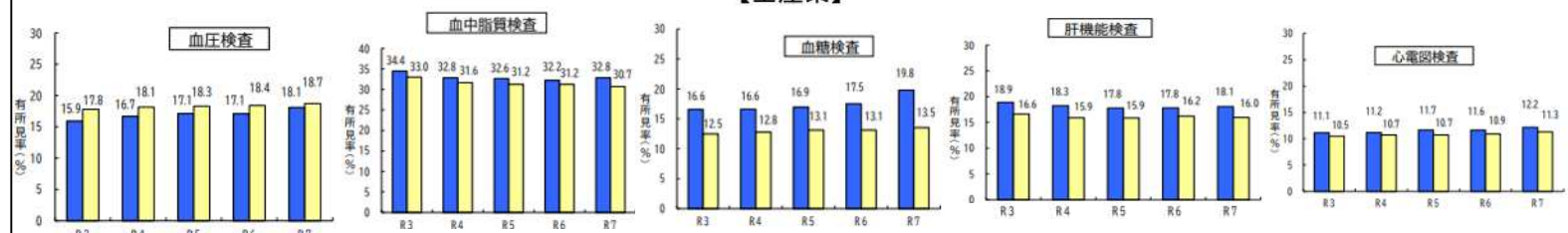
業種別の有所見率(令和7年)



【参考】

- ・佐賀県の高齢化率(65歳以上の人口の割合)は32.0%で、全国の29.4%を上回る。(数値は、「令和8年版高齢社会白書」(内閣府)から)
- ・佐賀県の20～64歳の歩数平均値は、男性が8,116、女性が6,936とともに全国(男性8,564・女性7,291)を下回る。(数値は「令和6年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)から)

【全産業】



資料:定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

「Safe Work Action」で使用するロゴマーク等について

唐津労働基準監督署

「Safe Work Action」で使用するキャッチフレーズは、「Safe Work」のほかに、『Safe』のそれぞれの文字を頭文字とするキャッチフレーズである「Smart Work」、「Active Work」、「Fun Work」、「Equal Work」があり、ロゴマークもこれに併せて以下の5種類があります（事業者には、会社名等を表記できるよう、「KARATSU」の文字がないものも提供いたします。）。

背景のマークは、「未来への架け橋」と「虹」をイメージしてデザインしたものであり、配色は、安全を意味する色である緑とグランプルーとも称される当署管内の美しい海をイメージした色を組み合わせたものです。

また、Workの「k」は、安全確認のため指差呼称を行う人物と明るい未来を指し示す人物を模したものです。

【ロゴマーク】

【メッセージ】



労働災害防止に取り組む『安全・安心』な職場



多様な働き方が可能な職場



働きがいがある職場



ハラスメントのない職場



公平な待遇の職場（同一労働同一賃金など）

【参考】

事業場で使用する
場合のイメージ



〔「KARATSU」を「株式会社〇〇労働」に変更〕

取組意識の見える化にご活用ください！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

「Safe Work Action」実施・運営要領
～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署
制定：令和7年8月1日
改定：令和8年7月1日

1 趣旨

令和8年度は、令和5年度を初年度とする労働災害を減少させるための5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の4年目であるが、死傷災害は減少傾向が見られず、同計画を実行することにより前計画期間と比較して、「労働災害による死亡者数を15%以上減少、労働災害による死傷者数を減少」という期待される結果を達成することは非常に困難な状況である。

また、「過労死等防止対策推進法」に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で掲げる労働時間、メンタルヘルス等の数値目標を達成するためには、一層の取組が必要である。

このような状況を改善するために、「Safe Work」（「Smart Work」、「Active Work」、「Fun Work」、「Equal Work」）をキャッチフレーズとする独自のロゴマークの制定、その普及を図ることにより、事業者による自発的な安全衛生対策及び良質な労働条件の確保に取り組むことを支援するとともに、取組の見える化を図ることを目的とする制度「Safe Work Action」を創設・実施する。

本制度を推進することにより、労働者が安全で健康に働くことによる充実した職業生活の実現及び事業者の生産性の向上並びに人材の確保に資することを目指す。

2 実施者

佐賀、唐津、武雄、伊万里の各労働基準監督署、佐賀労働局

（事務局 佐賀労働基準監督署 安全衛生課、唐津労働基準監督署 安全衛生課、武雄労働基準監督署 監督・安衛課、伊万里労働基準監督署 監督・安衛課）

3 実施対象者

各事業場の事業者及び労働者

4 実施期間

令和8年10月1日から令和10年3月31日まで

(武雄労働基準監督署は令和7年10月1日から令和10年3月31日まで)

5 実施対象者の実施事項

- (1) 以上の趣旨に賛同する事業者は、佐賀労働局公式ホームページから入手した別紙「Safe Work Action 取組宣言書」(以下「宣言書」という。)を、安全衛生委員会又は労働者の過半数代表者等(労働基準法第36条第1項で定める協定の過半数代表者に準ずる。)と審議の上作成し、これを事業場内の見やすい場所に掲示する等により周知すること。

宣言書には、代表者のメッセージのほか、①職場の安全確保に関する取組、②労働者の健康確保に関する取組、③労働条件向上(ハラスメント対策を含む。)に関する取組の3つの取組事項及び同事項ごとの取組期間を明記すること。

取組期間の終期は原則として令和10年3月31日を超えないものとする。

取組事項は、事業場の現状を踏まえて、できる限り具体的な数値目標等を掲げ、その達成に取り組むこと。

- (2) 事業者は、作成した宣言書を、事業場を管轄する労働基準監督署の事務局(以下「事務局」という。)に原則としてメールにて提出すること。

事業者は、事務局から「Safe Work Action 取組宣言事業場」(以下「宣言事業場」という。)として登録された後に提供されるロゴマークのデータを、労働災害防止活動、職場環境の改善等に活用すること。

なお、ロゴマークは、別に定める『「Safe Work Action」ロゴマーク使用取扱規程』に従って使用すること。

- (3) 宣言事業場の情報を佐賀労働局公式ホームページに掲載することは必須であるので、宣言書の所定の欄にチェックを入れること。
- (4) 本制度の実施期間中に宣言書の更新手続きは不要であるが、宣言書に記載した各取組の終期が令和10年3月31日よりも前の場合は、宣言書を更新して事務局に提出することが望ましいこと。

6 実施者の実施事項

- (1) 本制度が浸透し、宣言事業場が増加するためには、事業者及び労働者だ

けでなく、地域の認知度を高める必要があることから、実施者は、あらゆる機会を捉えて周知に取り組むとともに、関係団体、自治体等への働きかけを行い、それぞれの団体等のホームページ・広報誌への掲載等による周知に努めること。

- (2) 事務局は、事業場が提出した宣言書の内容が本制度の趣旨に沿ったものであることを確認し、問題なければ宣言事業場として登録すること。

登録完了後、佐賀労働局公式ホームページに、①登録番号、②事業場名、③所在地、④宣言書を掲載すること。

また、宣言事業場が登録したメールアドレス宛てに登録番号を通知するとともに、ロゴマークのデータを提供すること。

- (3) 宣言事業場から佐賀労働局公式ホームページへの掲載中止の申出があった場合、又は労働基準法及び関係法令の違反について指導を受けたにもかかわらず是正しない等本制度の趣旨に明らかに反する状態が継続した場合は、宣言事業場の登録から抹消し、同ホームページの掲載も削除すること。

7 宣言書の提出単位

宣言書の提出は事業場（行政機関を含む。）ごとに行うことを原則とするが、ロゴマークは事業者（企業）単位で使用することは差し支えないこと。

8 宣言書の送付先アドレス

safe-work-saga@mhlw.go.jp（佐賀労働基準監督署管内の事業場）

safe-work-karatsu@mhlw.go.jp（唐津労働基準監督署管内の事業場）

safe-work-takeo@mhlw.go.jp（武雄労働基準監督署管内の事業場）

imari-kantokusho@mhlw.go.jp（伊万里労働基準監督署管内の事業場）

9 宣言書の受付開始日

令和8年10月1日

（武雄労働基準監督署は令和7年10月1日）

10 その他

労働災害の発生状況等によって、取組期間を延長する場合があること。

Safe Work Action 取組宣言書

事業の名称								
事業場の名称		業種						
事業場の所在地		労働者数						
代表者メッセージ								
職場の安全確保 に関する取組				取組期間				
				自	令和	年	月	日
				至	令和	年	月	日
労働者の健康確保 に関する取組				取組期間				
				自	令和	年	月	日
				至	令和	年	月	日
労働条件向上 に関する取組				取組期間				
				自	令和	年	月	日
				至	令和	年	月	日
① 1～3の□に✓又は■を入れ、②カッコ内への記載・該当する□への✓又は■を入れてください。	1 □上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 （協議年月日：令和 年 月 日 協議方法：□労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、□安全衛生委員会での協議 ） 2 □上記内容について、社内に周知しました。 （周知年月日：令和 年 月 日、周知方法： ） 3 □本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。							

宣言年月日：令和 年 月 日

以下の情報は公開されません。

連絡先電話番号

担当者職氏名

ロゴマーク送付先
メールアドレス

Safe Work Action 取組宣言書（記入例）

事業の名称	労働株式会社					法人名（個人事業の場合は屋号）				
事業場の名称	グループホーム労働		〇〇工場、〇〇支店など		業種	社会福祉施設				
事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇000				労働者数	18人				
代表者メッセージ	労働者が安全な環境・健康な状態、そして楽しく仕事ができるように取り組んでまいります。そのためには役職や職種、雇用形態に囚われず、お互い積極的にコミュニケーションをとり、良い雰囲気職場にしましょう。									
職場の安全確保に関する取組	取組期間中に電動リフトを導入する等により「ノーリフトケア」を推進するとともに、全労働者に対して腰痛に関する安全衛生教育及び腰痛健康診断を実施し、取組期間中における腰痛による労働災害0を達成する。					取組期間				
						自	令和	8年	10月	1日
						至	令和	9年	3月	31日
労働者の健康確保に関する取組	取組期間中に運動など健康増進に取り組む労働者に対して、毎月「健康増進手当」を支給することにより、労働者の健康増進を支援し、取組期間中に実施する定期健康診断の有所見率を55%以下とする。					取組期間				
						自	令和	8年	10月	1日
						至	令和	9年	3月	31日
労働条件向上に関する取組	「年次有給休暇取得予定表」を活用して、毎月1日以上と同休暇の取得を勧奨し、同休暇の年間取得率80%以上を達成する。					取組期間				
						自	令和	8年	10月	1日
						至	令和	9年	3月	31日
① 1～3の□に✓又は■を入れ、②カッコ内への記載・該当する□への✓又は■を入れてください。	1 ■上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 （協議年月日：令和 8年 9月 1日、協議方法：■労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、□安全衛生委員会での協議） 2 ■上記内容について、社内に周知しました。 （周知年月日：令和 8年 9月 1日、周知方法：全労働者へのメール、掲示板への掲示） 3 ■本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。									

宣言年月日：令和 8年 9月 1日

以下の情報は公開されません。

連絡先電話番号 0000-00-0000

担当者職氏名 事務長 ○○○○

ロゴマーク送付先 メールアドレス ○○○○-○○○@○○○○.○○.○○

・一つの事項につき一つ以上設定する必要があります（一つの事項につき複数の取組内容を設定していただいても差し支えありません。）。

・事業場の現状・課題を分析・把握し、事業場の実情に応じた取組内容にしてください。

・既に「年間安全衛生計画」や女性活躍推進法・次世代育成支援対策法に基づく「一般事業主行動計画」を作成している場合は、同計画に掲げた内容や期間と同じにしても差し支えありません。この場合は取組期間の始期が「令和8年4月1日」のように「Safe Work Action」の開始日より前になっていても問題ありません。

・取組期間の終期が、令和10年3月31日より前の場合、更新したものを提出することが望まれます（更新したものは佐賀労働局のホームページに掲載します）。

・「年間安全衛生計画」や「一般事業主行動計画」と同じにする場合でも、労働者の過半数代表者等との協議、周知は改めて行っていただく必要があります。

「Safe Work Action」ロゴマーク使用取扱規程

佐賀労働基準監督署

唐津労働基準監督署

武雄労働基準監督署

伊万里労働基準監督署

制定：令和7年8月1日

改定：令和8年7月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、「Safe Work Action」に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第2条 別に定める『「Safe Work Action」実施・運営要領』の別紙「Safe Work Action 取組宣言書」を、事業場を管轄する労働基準監督署に提出し、「Safe Work Action 取組宣言事業場」として登録された事業場（以下「宣言事業場」という。）は、次の各号に該当するものに限り、同署が提供したロゴマークを使用することができる。

- (1) 宣言事業場のホームページ又は公式 SNS
- (2) 宣言事業場が使用する建屋等の不動産
- (3) 宣言事業場が施工する建設工事現場
- (4) 宣言事業場が使用する車両、建設機械等の動産
- (5) その他前各号に準ずるもの

（使用の停止）

第3条 宣言事業場が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業場を管轄する労働基準監督署長はロゴマークの使用の差止めを求めることができる。

- (1) 佐賀、唐津、武雄、伊万里の各労働基準監督署（以下「各労働基準監督署」という。）及び佐賀労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 各労働基準監督署及び佐賀労働局による各種調査に特段の理由なく応じないとき
- (4) 各労働基準監督署及び佐賀労働局から労働関係法令の違反については是正を求められたにもかかわらず、所定期日までに是正されないとき
- (5) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与

える又は与えるおそれのあるとき

(7) その他その使用が著しく不適當であるとき

2 前項の場合、宣言事業場の事業者はその求めに応じ、ロゴマークの消去等の措置を講じなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、各労働基準監督署長が別に定める。

附則（令和7年8月1日制定）

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附則（令和8年7月1日制定）

第1条 この規定は、令和8年10月1日から施行する。